

令和7年度施行
公 示 用

業務説明書

業務名 路面下空洞探査業務（その2）

業 務 名 路面下空洞探査業務（その２）

一 金 内 訳

総委託費 _____

業務価格 _____

消費税等相当額 _____

業 務 説 明

1 業務の概要

本業務は、本市が管理する道路のうち、緊急輸送道路と災害時に拠点となる病院や避難所などを結ぶ接続道路（ラストワンマイル）と、各区においてパトロール等で調査が必要と判断し要望した箇所について、路面下に発生している空洞の状況を的確に把握することにより道路陥没事故を未然に防止し、安全で円滑な交通を確保することを目的として実施するものである。

2 業務の期間

契約締結の日から、令和7年（2025年）11月28日までとする。

3 業務概要

1） 1次調査及び解析

車道部：路面下空洞探査車 77.57 km

歩道部：小型探査装置 1.33 km

2） 2次調査及び解析

クロス調査 32 箇所

スコープ調査 29 箇所

3） 履行場所

市内一円（路線調書のとおり）

4 業務仕様書

札幌市地質・土質調査業務共通仕様書および別添「路面下空洞探査業務（その２）仕様書」による。

札 幌 市

路面下空洞探査業務（その２）仕様書

1. 目的

本業務は、札幌市が管理する道路のうち、緊急輸送道路と災害時に拠点となる病院や避難所などを結ぶ接続道路（ラストワンマイル）と、各区パトロールや陥没状況等により調査が必要と判断した道路について、路面下に発生している空洞状況を的確に把握することにより、道路陥没事故を未然に防止し、安全で円滑な交通を確保することを目的とする。

2. 業務内容及び再委託の禁止

本業務は、以下の作業を予定している。また、下記内容は再委託してはならない。

- (1) 作業計画策定
- (2) 現地踏査（車道及び歩道）
- (3) 調査
- (4) 解析
- (5) 報告書の取りまとめ
- (6) 協議・打合せ

3. 使用図書・基準及び参考図書

- (1) 札幌市土木設計業務共通仕様書（R6.10）
- (2) 札幌市地質・土質調査業務共通仕様書（R6.10）
- (3) 札幌市グリーン購入ガイドライン（R5.12）

4. 業務内容詳細

本業務は、以下の調査フローに沿って実施すること。（調査路線の追加があった場合を除く）

作業準備 ※協議・打合せ（業務着手）	業務計画書の作成、既往データの収集・整理
現地踏査	調査路線の走行ルートの確認と確保、調査数量・側線数の確認
調査（１次調査）	路面下探査車等を用いた道路（車道・歩道）路面下の異常信号有無の把握
解析（１次調査データ解析） ※協議・打合せ（１次調査結果報告）	１次調査により取得したレーダ探査記録の分析による異常信号の抽出 ※必要に応じて緊急報告
調査（２次調査） ※協議・打合せ（２次調査結果報告）	１次調査により抽出した異常信号箇所において「クロス調査」「スコープ調査」の実施

	※必要に応じて緊急報告
報告書取りまとめ ※協議・打合せ（報告書（案）作成時）	1次調査・解析結果、2次調査・解析結果のとりまとめ及び考察

※協議・打合せは初回・中間2回・最終の計4回予定している。協議・打合せには必ず主任技術者が立ち会うこととする。

4.1 作業計画策定及び進行管理

4.1.1 作業計画

本業務の着手にあたり、業務を効率的かつ経済的に行うため、調査方法・調査工程等を記載（下記事項は必須）した調査計画書を提出し、業務担当者の承諾を得ること。また、必要に応じて関係機関と協議も行うこと。

＜調査計画書記載内容＞ ※札幌市地質・土質調査業務共通仕様書

- ① 調査業務概要
- ② 実施方針
- ③ 工程表
- ④ 使用する機械の種類、名称、性能
- ⑤ 業務組織計画
- ⑥ 打合せ計画
- ⑦ 成果品の内容、部数
- ⑧ 使用する主な図書及び基準
- ⑨ 連絡体制（緊急時を含む）
- ⑩ その他必要事項（写真管理計画など）

4.1.2 進行管理

調査を実施した路線については翌日（翌営業日）までに報告することとする。また、月報（札幌市土質・地質調査業務共通仕様書 様式1-1）については月初めの営業日に提出すること。

4.2 現地踏査（車道及び歩道）

現地踏査は、路面下空洞探査車による確実な計測実施のための走行ルートの確認と確保、調査数量、右左折レーン・バスレーンの有無、調査側線数の確認及び異常信号箇所抽出後の対策優先順位付けの際の参考とする情報を収集するために実施する。

現地踏査後は右左折レーン・バスレーンや幅広路肩なども含めた調査延長を精査し、調査側線数や調査延長について協議すること。

4.3 調査

4.3.1 共通事項

- ① 1次調査及びその解析については、7月中旬までに完了させること。また、解析

結果を踏まえ、速やかに２次調査の実施について協議を行うこと。（業務履行中に追加になった調査路線を除く）

- ② ２次調査及びその解析については、10月上旬までに完了させること。（１次調査終了後に追加になった調査路線を除く）
- ③ 道路工事が予定されている区間は、着手後、速やかに１次調査及び２次調査を行うこと。工事路線、区間延長、工事予定時期等については、業務着手後に示すものとする。
- ④ 陥没の危険性の高い異常信号（推定深度0.15m以下及び路面の変状が発生している）を確認した場合は、別添の緊急報告様式にて直ちに業務担当者に報告すること。（※別紙参照）
- ⑤ 調査時間は、昼間作業を基本とすること。ただし、周辺環境及び交通量等により、夜間作業を実施する場合は、業務担当者との協議すること。
- ⑥ 受託者は、現地調査に当たっては、交通状況に応じた適切な保安施設を設け、安全管理に努めること。なお、１次調査（歩道部）および２次調査については、交通誘導警備員を配置すること。

4.3.2 １次調査

空洞探査車（路面性状測定車（電磁波レーダ探査車））を用いて行い、一般車両と同様に走行しながら調査対象路線の舗装内部から反射したレーダ信号を記録する。調査路線が狭小の場合や支障物があり、空洞探査車による測定が不可な場合はハンディ型地中レーダや小型探査装置を使用すること。なお、計測時は一般通行に支障が無いよう注意すること。

(1) 車道調査

- ① 車道の１次調査は、路面性状測定車により１車線を１測線として調査を行うことを基本とする。ただし、路肩が広い場合や右左折レーンがある場合（１車線相当）は、調査側線数について業務担当者との協議すること。
- ② 現場条件等により、路面下空洞探査車による調査が困難な場合については、業務担当者との協議のうえ、ハンディ型地中レーダを使用することができる。ただし、その場合は探査幅を考慮した測線を設定し調査を行うこと。

(2) 歩道調査

- ① 歩道部の１次調査は、小型探査装置又はハンディ型地中レーダを使用し、歩道全幅の調査を行うことを基本とする。ただし、路上駐車等により調査が困難な場合は、業務担当者との協議すること。

(3) 調査機械性能

- ① 路面性状測定車（電磁波レーダ探査車）
探査深度：0～1.5mの範囲の空洞を検知できるもの

探査幅 : 2.5m

※2.5m幅のデータ取得が行えない場合は、複数回計測すること。

(これにかかる費用は設計変更の対象としない。)

探査能力 : 縦50cm×横50cm×厚さ10cm 以上の空洞が検知できるもの

走行速度 : レーダ記録を取得しながら40km/h 以上で走行できること

位置情報 : レーダ記録と同時に位置情報を記録可能であること

カメラ映像 : 前方、左右の3 方向の路面映像を取得できること

※ 探査時の走行画像データ及び探査データは、それぞれ磁気ディスク等に記録し、検出された異常箇所については、GPSや画像等により正確に位置を把握できるもの

② 小型探査装置又はハンディ型地中レーダ

探査深度 : 1.5m程度

探査能力 : 縦50cm×横50cm×厚さ10cm以上の空洞を確認できるもの

4.3.3 2次調査

2次調査は、1次調査により抽出された異常信号箇所についてハンディ型地中レーダ探査装置を用いてクロス調査を行い、異常信号箇所の位置の特定や広がり、発生深度(土被り)等を詳細に把握するために実施するものである。

スコープ調査はクロス調査において「空洞の可能性を有する」と判断された箇所において調査を実施することとし、提供する道路台帳図や現地状況を確認し、埋設管を損傷させないように注意すること。

受託者は、2次調査の進捗状況を定期的に業務担当者に報告し、空洞を確認した場合は空洞の規模、発生深度、路面変状の有無等について報告すること。

1次調査と同様に、陥没の危険性の高い空洞を確認した場合は、別添の緊急報告様式にて直ちに業務担当者に報告すること。

2次調査の数量に変更が生じる場合は、業務担当者と協議すること。ただし、スコープ調査については、空洞が確認できない箇所は数量変更の対象とはしない。

(1) クロス調査

路面下1.5m程度まで計測できるハンディ型地中レーダを用いて、少なくとも縦、横、斜め2方向のデータを取得し、信号位置と削孔ポイントを決定し、クロス調査の測線や概略の空洞信号位置を路面に油性ペイントでマーキングする。(縁石や雨水桝、マンホール等の構造物から距離を計測し記録すること。)

(2) スコープ調査

クロス調査で「空洞の可能性を有する」と判断された箇所において、口径ボーリングマシン(口径40mm程度)で削孔を行い、削孔口に特殊孔内カメラを挿入し、下記のデータを取得すること。なお、削孔跡は特殊常温アスファルト混合物などにより復旧する。

- ・路面下の状況(画像確認)
- ・空洞終端までの孔壁全断面撮影(カラー)

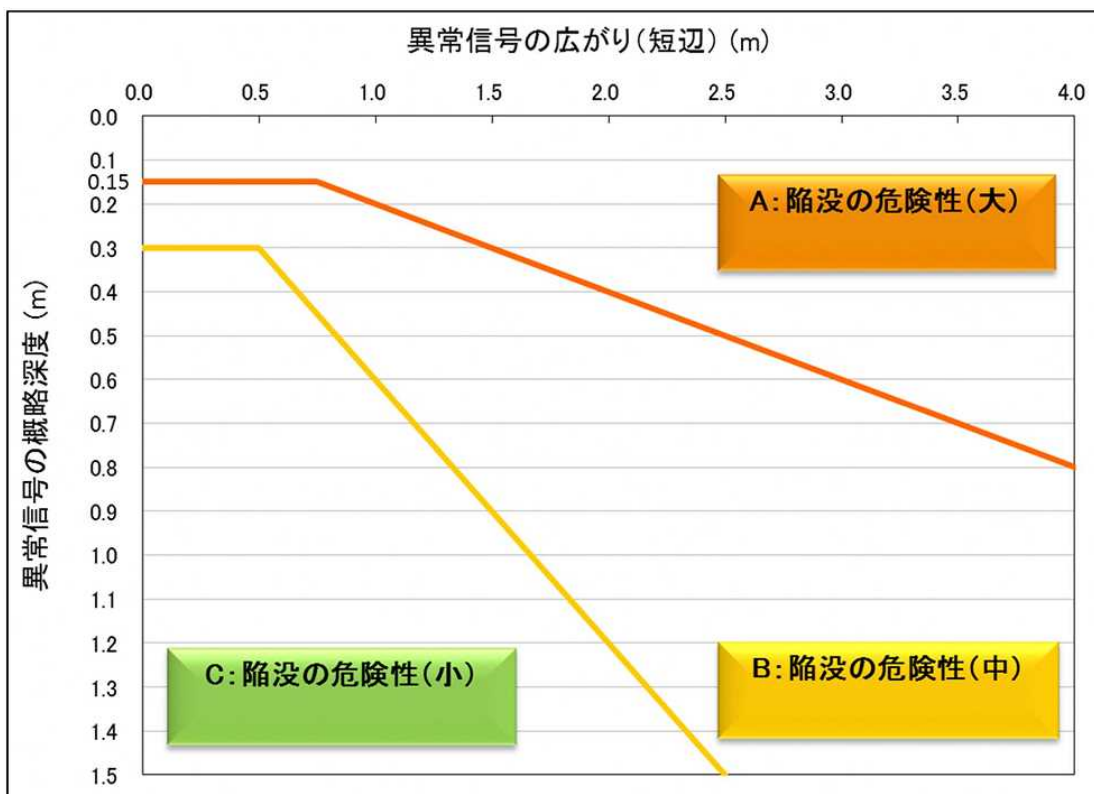
・空洞下端のゆるみ厚さ

4.3.4 解析

(1) 1次調査

基本的にすべての異常信号を抽出し、抽出した異常信号について発生深度と推定規模（縦断・横断的広がり、面積）を推定し、下記の陥没危険度評価基準に沿って陥没危険度を判定する。

なお、陥没の危険性が高い（推定深度0.15m以下及び路面の変状が発生している）箇所については別紙緊急報告様式により直ちに報告すること。



(2) 2次調査（クロス調査、スコープ調査）

2次調査で得られたデータを整理・解析し、地中レーダ探査記録、異常信号箇所の周辺状況、異常信号箇所の判定結果等を取りまとめた調書の作成を行い、1次調査と同様に陥没危険度評価基準に沿って陥没危険度を判定すること。

なお、陥没の危険性が高い（推定深度0.15m以下及び路面の変状が発生している）箇所については別紙緊急報告様式により直ちに報告すること。

4.3.5 報告書の取りまとめ

(1) 1次調査結果

異常箇所ナンバリングし、調査日、路線名、住所、空洞の規模（推定深度・縦断横断の広がり）、解析結果の判定、陥没危険度判定、位置図（異常信号がわかるもの）を異常箇所毎に作成し、位置図を除いて一覧表を作成すること。

(2) 2次調査結果

異常箇所毎に、1次調査日、2次調査日、路線名、住所空洞の規模（深度・縦断横断の広がり、空洞厚）、2次調査箇所の写真、スコープ撮影写真、調査結果の判定、陥没危険度判定、位置図（異常信号がわかるもの）、を異常箇所毎に作成し、画像データを除いた一覧表を作成すること。なお、一覧表には1次調査結果も掲載すること。

(3) GISデータの作成

(1) 1次調査結果、(2) 2次調査結果の結果については、下記のとおりGISデータに登録予定であるためshape形式で提出すること。なお、入力する項目内容については札幌市より提供する過年度データを参考とすること。

属性カード (個別)

地図編集設定一括表示

検索された図形: 2 件

レイヤ: R3調査結果(計画路線7年目・要望路線)

属性: R3計画路線(要望路線)

対象図形数: 2 件1 / 2 件

対象属性数: 1 件1 / 1 件

レイヤ名: R3調査結果(計画路線7年目・要望路線)

属性名: R3計画路線(要望路線)

項目名	内容
年度	R3
区コード	10
異常箇所No	1-64
異常箇所調査書	¥¥s-doro-s-0002¥路面下空洞調査¥令和03年度調査¥R3調査結果(計画路線7年目・要望路線)¥1-64
路線名	大通南線
路線番号	00001
車歩道別	車道
方向	東行
車線1	路肩より
車線2	第3車線目
地先名	札幌市中央区大通東1丁目
概略深度m	0.60
空洞厚m	
概略縦断m	0.6
概略横断m	0.5
陥没危険度	C
補修	未実施
備考	

キャンセル更新閉じる

(4) 空洞化原因の推定

異常箇所毎に現地の状況、周辺構造物、本市から貸与する地下埋設物図を基に、空洞化の原因を推定すること。

(5) 空洞箇所の対策優先度評価

空洞の規模、危険度評価、路面の変状、空洞化原因、交通量などで陥没発生の可能性を評価し、対策優先度評価を行うこと。

5. 成果品

以下の成果品を納品すること。なお、報告書等の作成にあたっては「札幌市グリーン購入ガイドライン」に沿った品目を選択し、確実に使用促進を図ること。

- (1) 報告書（A4版）：1部
- (2) 電子データ（CD-R等）：2部
- (3) その他、業務担当者が必要と認めたもの

※空洞箇所の位置を特定するため、雨水桝や縁石等といった構造物からの距離を記載した平面図や路面画像等を提出すること。

※2次調査の作業手順ごとに写真を撮影し、取りまとめて提出すること。なお、写真には、作業日や異常信号番号等を記載した看板等を含めて撮影すること。

6. 環境への配慮

受託者は札幌市策定の環境方針を十分理解、尊重し、使用する全車両が一定時間停車する場合にはアイドリングストップを励行する等、排気ガスによる環境負荷の低減に努めるよう作業従事者に徹底すること。

7. 履行の担保

本業務完了後1年以内に、調査区間において空洞に起因する陥没が発生又は他工事等で空洞が確認された場合には、調査結果の説明を求めるとし、調査に不備があると認められた場合には、受託者へ再調査を求めることができる。

なお、再調査に係る費用については、受託者が負担するものとする。

8. その他

- (1) 本業務において、沿道住民及び道路利用者より苦情・意見等があったときは、受託者において丁寧かつ適切に対応するものとし、直ちに業務担当者に報告すること。
- (2) 業務期間中、別紙の調査路線以外に、緊急調査を行う路線が生じた場合は、業務担当者と協議し、設計変更のうえ調査対象とすることができる。
- (3) 受託者は、本仕様書に明示なき事項又は疑義が生じた場合、業務担当者と協議すること。
- (4) 受託者は、本業務で知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (5) 個人情報の取り扱いについては、別添特記事項によるものとする。なお、事故報告書など、業務関係者以外の第三者の個人名・住所・連絡先が記載された書類を提出する場合は特記事項による個人情報の取り扱いに該当するため、そのような事象が発生した場合は、特記事項に従って対応すること。

緊急報告様式

緊急報告様式							異常箇所No				
調査日				作業区分				路線名			
概略位置図											
周辺状況						ドロースコップ撮影記録					
空洞規模				陥没 危険度 再評価	空洞 下端の ゆるみ	路面 変状の 有無	路面変状概略規模 (※路面変状有の場合) 縦(m)/横(m)/凹み(cm)				
発生 深度(m)	厚さ(m)	縦断(m)	横断(m)				縦(m)/横(m)/凹み(cm)				
							/ /				

【備考】

【別記】

個人情報の取扱いに関する特記事項

（工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用）

（個人情報の保護に関する法令等の遵守）

第1条 受託者は、本業務を履行するに当たって個人情報を取扱うこととなった場合は、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」（以下「事務対応ガイド」という。）、「札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

（管理体制の整備）

第2条 受託者は、個人情報（個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（管理責任者及び従業者）

第3条 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の手続を定めなければならない。
- 3 受託者は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 受託者は、従業者を変更する場合は、事前に書面により委託者に報告しなければならない。
- 5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。
- 6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

（取扱区域の特定）

第4条 受託者は、個人情報を取り扱う場所（以下「取扱区域」という。）を定め、書面により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 受託者は、委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

(守秘義務)

第5条 受託者は、業務の履行に伴い直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約に係る事務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託)

第6条 受託者が、業務のうち、個人情報の取扱いに係る再委託をする場合には、あらかじめ委託者に書面により申請し、委託者から承諾を得なければならない。

2 受託者は、前項の申請をする場合には、委託者に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。

(1) 再委託先の名称

(2) 再委託する理由

(3) 再委託して処理する内容

(4) 再委託先において取り扱う情報

(5) 再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策

(6) 再委託先に対する管理及び監督の方法

3 委託者が第1項の規定による申請に承諾した場合には、受託者は、再委託先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 委託者が第1項及び第2項の規定により、受託者に対して個人情報の取扱いに係る再委託を承諾した場合には、受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 前項に規定する場合において、受託者は、再委託先の履行状況を管理・監督するとともに、委託者の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第7条 受託者は、業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第8条 受託者は、業務において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

(1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化すること。

(2) 組織体制の整備、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。

(3) 従業者の監督を行うこと。

- (4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第9条 受託者は、業務において利用する個人情報について、業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第10条 受託者は、委託者と受託者との間の個人情報を含む書類等の受渡しを行う場合には、委託者が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第11条 受託者は、業務の終了時に、業務において利用する個人情報について、委託者の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

- 2 受託者は、業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により委託者に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 受託者は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 受託者は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、委託者に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第12条 受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

第13条 委託者は、業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託者に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。

- 2 委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

第14条 受託者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわ

らず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 委託者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第15条 委託者は、受託者が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する業務の全部又は一部を解除することができる。

- 2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第16条 受託者の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことによって委託者に対する損害が発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。

【様式 1-1】

個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書

(工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用)

令和 年 月 日

(会社名等)

(代表者氏名)

工事等名称:

個人情報取扱事務について下記のとおり安全管理措置を実施することを申し出ます。

記

1 個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順の策定

貴社の策定した個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順等をご記入ください。併せて、当該規程をご提出ください。

基本方針、規程及び取扱手順等を策定していない場合は、下記の記載欄に「契約書の特記事項を遵守する」旨の宣誓をしてください。下記に当てはまるものの□欄にチェックをしてください。

- ☐ 個人情報の取扱いに関する基本方針等を提出
☐ 契約書の特記事項を遵守することを宣誓します

2 個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者の設置

個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者を記入してください。上記 1 により提出した基本方針等に記載がある場合は不要です。なお、付箋等で該当箇所をご教示願います。

.....
(総括保護管理者)

.....
(保護管理者)

.....
☐ 基本方針等に記載がある (該当する場合は□欄にチェック)

3 従業者の指定及び監督

(1) 当該案件に従事する従業者を記載してください。※該当する□欄にチェック

☐ 従事者名簿

所 属	役 職	氏 名	秘密保持誓約
			☐ 誓約書を徴した
			☐ 誓約書を徴した
			☐ 誓約書を徴した
			☐ 誓約書を徴した

※上記名簿が足りない場合は、同様の様式で別途作成し提出してください。

※下記 3 (2) において個人情報秘密保持誓約した場合は、秘密保持誓約欄の□欄にチェックしてください。

(2) 従業員の秘密保持に関する事項が明記されている書類をご提出ください。該当する書類がない場合は、本案件に該当する各従業員から、当該案件において知り得た個人情報についてその秘密を保持する旨の誓約書を徴し、上記3(1)従事者名簿に徴したことを記載してください。下記に当てはまるものの□欄にチェックをしてください。

- ☐ 秘密保持に関する事項が明記されている書類を提出
- ☐ 従事者名簿にて誓約書を徴したことを記載

4 管理区域の設定及び安全管理措置の実施

設定した管理区域の名称（事務所名等）についてご記入ください。また、当該区域の施錠装置の有無について、当てはまるものの□欄にチェックをしてください。施錠装置が無い場合は、代替となる安全管理措置についてその他欄にご記入ください。

・管理区域の名称.....

施錠装置 ☐ 有り ☐ 無し

その他（ ）

5 セキュリティ強化のための管理策

文書・電子媒体等について、その管理策で当てはまるものの□欄にチェックをしてください。その他の策を実施している場合は、具体的な策をご記入ください。

- ☐ 取り扱うことができる従業員を定めている。
- ☐ セキュリティ対策ソフトウェア等を導入している。
- ☐ 施錠できる耐火金庫等に保管している。
- ☐ 電子データを保存する時は、暗号化又はパスワードを設定している。
- ☐ その他

※具体的な策を以下にご記入ください。

.....

6 事件・事故における報告連絡体制

当該業務に関して、個人情報の漏洩、滅失又は毀損等の事件や事故が発生した場合の本市への連絡を行う責任者の氏名を記入してください。連絡責任者は、総括保護管理者又は保護管理者と同一の者でも構いません。

（連絡責任者）.....

7 情報資産を持ち運ぶ際の保護体制

情報資産を持ち運ぶ際の保護体制についてご記入ください。貴社の保護体制が各項目の内容に合致している場合は、□欄にチェックをしてください。なお、その他の対策を実施している場合は、対策をご記入ください。

- ☐ 情報資産を持ち運ぶ場合は、施錠した搬送容器等を使用している。
- ☐ 複数人で持ち運ぶこととしている。
- ☐ その他の盗難及び紛失対策を実施している。

※対策を以下にご記入ください。

.....

【様式 5】

個人情報取扱状況報告書

(工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用)

年 月 日

札幌市長

様

住 所
会社名
代表者名

個人情報の取扱いに関する特記事項に基づき実施している安全管理対策の実施状況について下記のとおり報告いたします。

記

受託業務名	
受託期間	
対象期間	
安全管理対策の実施状況	
1 当該業務において、標記特記事項に従い、安全管理対策を適切に実施しています。また、個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書（工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用）の提出時点からの変更有無等について、以下のとおり報告いたします。 (1) 従業員の指定等（変更なし・変更あり） (2) 管理区域の設定及び安全管理措置の実施（変更なし・変更あり） (3) セキュリティ強化のための管理策（変更なし・変更あり） (4) 事件・事故における報告連絡体制（変更なし・変更あり） ○（発生した場合）事件・事故の状況： (5) 情報資産を持ち運ぶ際の保護体制（変更なし・変更あり） ○（実績ある場合）概要： (6) その他個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書からの変更（なし・あり）	
2 その他特記事項等	